

審査請求制度と生活保護事務

II 弁明書の作成方法等について

1. 弁明書の提出

- (1) 弁明書は、審査請求人（以下「請求人」という。）の主張に対して、処分庁が処分の原因内容を明らかにし、当該処分についての事実上及び法律上の適法性、正当性について主張を述べるものである。また、弁明書は、審査庁の審査の資料となるものであり、同時に請求人の反論の対象となるものである。したがって、提起された審査請求の趣旨及び理由をふまえ、要点をおさえながら、処分庁の主張についての詳細を明確かつ簡潔に記述する。
- (2) 弁明書は、同一のものを3通作成し、正副各1通（ともに公印を押す。）を審査庁に提出し、控えの1通は処分庁において保管する。
- (3) 弁明書は、正本1通は審査庁用として審査庁が保管し、副本1通は審査庁から請求人あてに送付するものである。なお、弁明書の送付を受けた請求人は、一定の期間内に審査庁あてに反論書を提出することができる。

2. 弁明書の作成（弁明書作成例参照）

- (1) 「事件の表示」について
処分に係る審査請求事件名を特定できるよう明記するものである。

【記載例】

審査請求人〇〇〇〇から令和〇年〇月〇日付けで提起のあった〇〇処分についての審査請求

- (2) 「弁明の趣旨」について

これは、処分庁の行う弁明の簡潔な結論となるものである。すなわち、審査請求の趣旨（例えば「……処分の取消を求める。」又は「……処分の変更を求める。」）に対応するものである。

【記載例】

- ・ 「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。
- ・ 「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- ・ 「本件審査請求のうち……（の部分）については却下し、……（の部分）については棄却する。」との裁決を求める。

(注)「却下」とは、審査請求が不適法である場合の裁決で、「棄却」とは請求人の主張に理由がない場合の裁決をいう。

(3) 「本件処分に至るまでの経緯」について

これは、本件処分の原因となった事実の発生から、調査・資料収集等を経て本件処分を行うに至るまでの具体的経緯を時系列順に記載するものである。

【記載例】

- ① 令和〇年〇月〇日、……によって、……があった（……のあったことを知った。）。
- ② 令和〇年〇月〇日に至り……となった。
- ③ 令和〇年〇月〇日付け（記号・番号）をもって本件処分をした。

(4) 「審査請求書記載の事実の認否」及び「処分庁の意見」について

① 「審査請求書記載事実の認否」

審査請求書には、「事実についての主張」と「法律的主張ないし意見」とが含まれているが、ここでいう審査請求書記載事実とは、「事実についての主張」を指す。

そして、この「本件処分に至るまでの事実」の中には、「本件処分と直接関係のあるもの」と「本件処分と直接関係のないもの」とがある。「本件処分と直接関係のあるもの」については、請求人の主張している個々の事実について、それぞれこれを「認める」、「否認する」又は「知らない」のいずれかの方法によってその認否を明らかにするとともに、「否認する」場合は、その理由を付記する。

また、「本件処分と直接関係のないもの」については、「本件処分と直接関係がない」と記載する。

なお、「法律的主張ないし意見」については以下の②で述べる。

【記載例】

- ・ 「 」については認める。
- ・ 「 」及び「 」については、否認する。その理由は、……である。
- ・ 「 」のうち「 」については認め、その余については否認する。その理由は、……である。
- ・ 「 」については、本件処分と直接関係がない。
- ・ 「 」については、知らない。

② 「処分庁の意見」

- ア 却下の裁決を求める場合
その理由を記載する。

【記載例】

- ・ 本件審査請求は審査請求人が本件処分を知った日の翌日から起算して〇〇日を経過しているから、期間を徒過している。
- ・ 本件処分は……であるから、行政不服審査法第1条にいう「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

イ 棄却の裁決を求める場合

請求人の主張する法律上、事実上の争点に関して、本件処分の適法性・正当性を明らかにするものである。審査請求書の中には、請求人の主張が十分に整理されていないものが散見されるが、その場合には、審査請求書から読み取った争点を一旦整理したうえで、具体的に法令その他の資料に基づいて記述する。

【記載例】

本件審査請求の事実上（法律上）の争点は、……の点にあるが、次の理由によって本件処分は適法（正当）である。

- (1) ……
- (2) ……

(5) 「添付書類」について

弁明書の中で「別紙」、「別添」等として引用したもの又は弁明書の中で直接引用されていないが、弁明書の理解を助けられる参考資料を「添付資料」という。弁明書と一体のものであるから、それぞれ弁明書に添付する。

【記載例】

- ① ……の謄本
- ② ……の写
- ③ ……

3. 「関係書類」について

弁明書の中で利用したもの以外の資料で請求人に対しては送付する必要はないが、審査庁の審査の参考になるとと思われるものについて関係書類として提出する。

この場合は、「審査庁用」と表示して1通のみ提出すればよい。

(記入例)

第 号

令和〇年〇月〇日

審理員 〇〇 〇〇 殿

処分庁 〇〇 〇〇 印

審査請求に関する弁明書及び物件の提出について（送付）

このことについて、下記のとおり弁明書及び物件を送付します。

記

1 弁明書

2 関係書類

- (1) 保護台帳及びケース記録（写し）
- (2) 審査請求に係る処分を決定した決裁書類（写し）
- (3) その他審査請求に係る処分に関する資料

審理員 〇〇〇〇 殿

処分庁 〇〇 〇〇 印

弁 明 書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号で弁明を求められた事項については、下記のとおりです。

記

1 事件の表示

審査請求人〇〇〇〇から令和〇年〇月〇日付けで提起のあった保護〇〇処分についての審査請求

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

3 本件処分に至るまでの経緯

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和〇年〇月〇日、処分庁に対して、「妻が入院することになり、医療費に困っている。」として、生活保護法による保護の申請をした。

(2) この際の面接で、請求人から「自分はここ半年ほど失業状態で求職をしているが、自分の希望する条件の仕事がなかなか見つからない。」こと、また「自分については生家から多少の援助が受けられる見込みであるから、妻だけでも保護をしてもらえれば、当面の窮状は脱しうる。」などの話がされた。

(3) 処分庁はこの時に、「職種にこだわらず、現にある仕事にとりあえず就職するように」との指導を行ったが、請求人はこれを拒否した。

(4) 令和〇年〇月〇日、請求人より家賃証明書、無収入申告書が提出された。

(5) 令和〇年〇月〇日、請求人宅を訪問し、実態調査を行った。この際、処分庁は請求人に対して、再度、生活保護制度の趣旨を説明し、能力の活用を促したが、請求人は「自分の能力や学歴に相応した仕事でなければ就職するつもりはない。肉体労働はやりたくない。」とし、これに応じなかった。

また、「食事は実家でさせてもらえるし、若干の手持金もある。」との申立てがあった。

(6) 令和〇年〇月〇日、請求人の妻が入院中の〇〇病院を訪問し、病状、入院見込期間などの調査を行った。

(記入例)

(7) 令和〇年〇月〇日、以上の調査をもとに、請求人については、保護の要件に欠けるところがあるので保護は適用しないが、請求人の妻については急迫している状況が認められるので保護を開始する、との本件処分を決定し、請求人に通知した。

4 審査請求書記載事実の認否

- (1) 審査請求の理由(1)及び(2)は認める。
- (2) 審査請求の理由(3)は知らない。

5 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号による生活保護決定処分が、請求人を除外して、請求人の妻△△のみに保護の開始を認めたものであることを不当とするものようである。

しかし、本件処分は以下のような認識と判断によるもので、生活保護法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

生活保護法上の保護は、「生活に困窮するものが、その活用しうる資産・能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われる。」（生活保護法第4条）のであるが、請求人についていえば、本件保護の申請の当時妻の入院により経済的な困窮にあったことは認められるものの、自らの能力を活用し、就労することでこの困窮から脱しようとする努力は何らなされておらず、その限りで生活保護法第4条に定める保護の要件を充たしていなかったものである。

もちろん能力の活用といっても、客観的にみて能力がなかったり、あるいは活用しうる社会的条件が存在していなかったりするような状況があれば活用の問題は生じないのであるが、請求人の場合は健康で労働能力は十分あり、就労を妨げる条件もなかったのにもかかわらず、処分庁の就労指導を拒み、就労のための努力をしなかったのであるから、自助の努力を怠っていたものというべきであり、保護の受給の要件を欠いていたといわざるをえない。

また、生活保護法第10条が、「保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定める。」としているところからすれば、本世帯は世帯全員としての保護の要件を欠くことともなるのであるが、請求人の妻についてみれば保護申請時は病気で入院を要する状態であって放置することのできない状況と認められたので、処分庁としては生活保護法第10条但し書き及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第1の2の(1)により請求人の妻のみについて保護開始の決定を行ったものである。

なお、生活保護法第4条第3項は、保護の要件を欠くものであっても、「急迫した事由がある場合」には必要な保護をなしうることとしているが、ここにいう「急迫した事由のある場合」とは「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合」をいうのであって単に最低生活の維持ができないというだけでは必ずしもこの場合に該当するとはいえない。

本件請求人の場合についていえば、「食事は実家でさせてもらえる。」、「若干の手持金はあ

(記入例)

る。」などの申立てがあり、また、何より自ら就労する気になれば、直ちに収入を得ることができるのであるから、とうてい生活保護法第4条第3項の場合にあたるとは認められないものである。

6 添付書類